

平成27年第1回（3月）議会定例会会議録

招集年月日	平成27年3月11日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成27年3月11日 午前10時03分		
閉議宣告日時	平成27年3月11日 午前10時38分		
応招議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
	4番 作田良一	5番 坂井 毅	6番 作田 毅
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男
不応招議員	なし		
出席議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
	4番 作田良一	5番 坂井 毅	6番 作田 毅
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男
欠席議員	なし		
会議録署名議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成27年第1回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

平成27年3月11日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第1号乃至議案第23号迄 (一括議題)

(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◇議長 作田 毅

おはようございます。

本日、3月11日は、東日本大震災が発生して4年となります。被災されて、お亡くなりになられた多くの方々に対して、ここに哀悼の意を表し、黙とういたしたいと思います。

ご起立をお願いします。黙とう。〔30秒〕

黙とうを終わります。ご着席下さい。

《再開、会議》

◇議長 作田 毅

これから、本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

《一般質問、答弁》

◇議長 作田 毅

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次行います。

1番 田中 秀夫君。

◇1番 田中 秀夫

議長、1番。

今任期最後となります3月議会定例会におきまして、質問の機会を頂きましたので 次の3点についてお尋ねいたします。

今年度の除雪については、12月上旬の例年になく早い積雪に驚かされ、町担当部局もその対応に苦慮したようで、除雪作業が遅れたところもあるように聞いております。

現在、町内におきましては、旧来の地区内においては、消雪装置がほぼ網羅されており、改めてその効果の有り難さが身に沁みる思いであります。しかし一方では、新規に造成された地区においては、開発から17年を経過しているにもかかわらず、地区内の道路においては、今でも除雪機による除雪作業が早朝より行われており、場所によっては、雪の捨て場に困ることも多々あるように聞いております。

そこで希望する地区について、消雪装置の設置を検討されてはどうかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、今年度には防災無線の実施設計も終り、いよいよその設置工事が、平成27年度・28年度の2か年に渡り着手されます。

この施設・設備の完成をみる事で、町民がより安全で安心して暮らせることとなり、大変嬉しく、その完成を心待ちにしているところであります。

しかしながら、防災には「これで万全」と言う事はございません。

現在、町内の各学校においては、災害時や緊急時などの連絡手段として、保護者宛に登

録した携帯電話へのメール配信を行い、周知徹底を図っているところです。

個人情報保護法もあり、運用に当たっては慎重を期さなければならない訳ですが、町に於きましても減災に繋がる情報発信の手段の1つとして検討されてはどうかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

さて、3月14日には県民が待ち望んだ、北陸新幹線 長野～金沢間が開業いたしますことから、国内外から多くの観光客の方々が来県されることが見込まれています。

金沢～敦賀間開業までは、まだ先のこととはいえ、加賀方面へもそれに伴い交流人口の増加が見込まれているところでございます。

そしてまた、「川北まつり」が今年で30回目を迎える記念すべき年でもあります。

そのような中で、現在、国内外においては公共施設での公衆無線LANの整備が進められています。しかし、当町においては、ふれあい健康センターの施設内に於いてのみ整備されており、今後、観光客の増加が予想される現状を鑑み、ふれあい健康センター以外の公共施設においても、利便性を向上させるために公衆無線LANの整備をすすめられてはどうかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

ともあれ、今期、多くの皆様方よりお世話いただきましたことを感謝するとともに、次期任期におきましても、再びこの場に立つことを、お誓い致しまして、私からの質問を終わります。

◇議長 作田 毅

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

まず東日本大震災から早、丸4年が経過を致しまして、今なお22万9千名の皆さんが非難を余儀なくされているのが現状であります。少しでも早い復旧、復興を心からお祈りを申し上げたいと思います。

それでは、ご質問にお答え致します。

まず、消雪装置の設置についてのお尋ねでございます。

ご存知のように、これまで、農村総合整備事業等を活用致しまして、平成3年から集落内の消雪を整備してまいりました。

しかし、ご指摘のとおり、新たに造成された地区につきましては、現在、機械除雪により対応しているのが現状でございます。

該当の地区は、今までのように補助対象とならず、今のところ他に補助事業もございませんので、当然、多額の費用負担が生じてくるわけでございます。

今後につきましては、新たな補助対象になるような方策も考えながら、関係の地区と、充分相談をし、前向きに検討して参る考えであります。

尚、あと2件の質問については、担当課長からお答えをいたします。

◇議長 作田 毅

総務課長 吉田 晃君。

◇総務課長 吉田 晃

ない、議長。

田中議員のご質問に、お答えを致します。

災害情報のメール配信についての、お尋ねでござります。

町では、携帯電話事業者 3 社と、エリアメールサービスの契約を交わしており、町民に直接関わる自然災害等の情報はもとより、災害時の避難勧告や避難指示を、職員が機器を操作し、町内にいる携帯電話利用者に、メール配信が出来る体制を、既に備えております。

一方、国は、国民保護の観点から、外部からの武力攻撃など、その他緊急に伝達することが必要な情報を、携帯電話の「緊急速報メール」により、関係する地域の方に、一斉配信するてだてを講じております。

このほか、町が、平成 27 年度と 28 年度の、2 カ年事業で整備を進める防災行政無線につきましても、国が発信する緊急地震速報などを瞬時に伝達をする、「全国瞬時警報システム」と、自動で連動してありまして、屋外スピーカー及び個別受信機を通して、町内にいる方々や在宅の方、全てに情報を伝えることが出来るようになります。

このように、町では、全ての町民に対し、緊急情報を発信する、複数の手段を整備しておりますので、今後も、これらを最大限活用して参りたいと考えております。

次の、公衆無線 LAN の整備についての、お尋ねでござりますが、町では、平成 25 年 7 月、図書館を併設します「ふれあい健康センター」内に、公衆無線 LAN を設置し、施設を利用する方々へ、利便性の向上を図って参りました。

加賀地域における、この設備の設置状況を調べてみますと、そのほとんどが有料の観光施設や娯楽施設及び宿泊施設で、そのほかには図書館や、大きな大会が数多く開催される体育施設など、不特定多数の方が利用する施設であります。

従いまして、公衆無線 LAN の整備につきましても、状況等を十分把握をし、検討して参りたいことを申し上げまして、答弁といたします。

◇議長 作田 毅

3 番 苗代 実君。

◇3 番 苗代 実

議長、3 番。

3 月議会定例会に於いて、一般質問の機会を得ましたので、次の 2 点についてお尋ねしたいと思います。

第 1 点目は、土地利用計画についてでございます。

現在、川北町の都市計画区域につきましても、用途地域の指定はされておらず、そしてまた、大半の農地が農業振興地域に指定されていることから、農地以外での土地利用が厳

しく制限されています。

このため、企業誘致や公共施設などの用地確保が容易ではなく、新規に事業を実施しようとする、農用地区域から除外するだけでも2～3年を要することとなり、なかなか変更できないのが現状だと思っています。

そこで、町全域を構想した総合的な土地利用計画を、1年ほどの歳月かけて、策定してはどうかと思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

第2点目は、地方創生についてであります。

平成26年11月に国会におきまして「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が可決、成立しました。

こうして、国の地方創生施策に基づき、当町3月議会においては、総合計画策定業務委託料として、1,510万円が補正計上されています。

今後は、都会から地方への新たな人の流れの創出に伴い、子育て支援、時代に合った地域づくりなどの各種施策に伴う事業内容、そして、先に質問しました土地利用計画などを併せもった専門の担当部署を設置されてはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

◇議長 作田 毅

産業経済課長 吉岡 友次君。

◇産業経済課長 吉岡 友次

はい、議長。

苗代議員のご質問に、お答え致します。

土地利用計画についての、お尋ねでご座居ます。

平成26年3月議会でも、町長がお答えしました通り、平成21年の「改正農地法」により、農地の転用は大変厳しく、土地改良事業完了後、8年を経過しなければ、農業振興地域の見直しも、容易に出来ないのが、現状でご座居ます。

そこで、町全域の土地利用構想を策定してはとのご質問ですが、一つの手法として、農用地の土地利用を見直す、「農用地保全条例」を制定するやり方がご座居ます。これは、地域住民と合意形成を図り、優良農地の保全と秩序ある土地利用を推進し、将来を見据えた農地の利用計画を策定するものです。

しかし、この事例は全国的にも少なく、計画策定までに、時間を要するものであります。また、根本に「農地法」が絡んできますので、大変厳しいものであると、お聞きしております。

いずれに致しましても、国の動向や、全国での取り組み事例を注視しながら、将来計画を策定して参ります事を申し上げます、答弁いたします。

◇議長 作田 毅

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

2点目のご質問に、お答え致します。

地方創生など施策の推進に係る、専門部署の設置についての、お尋ねでご座居ます。

国は、昨年、地方創生基本法等の法律を整備し、この中で、人口減少、少子高齢化、東京圏への人口集中の是正を図る、施策の推進を明記いたしました。

町でも、人口ビジョンや地域活性化など、地方創生に向けた、今後5カ年間の政策目標と施策を示す、「地方版の総合戦略」の策定に取り組んで参りたいと考えております。

その為の組織としまして、町長を本部長とする、「川北創生総合戦略推進本部」を設置し、ご質問の点に十分留意をした上で、今居る人材を効率的に配置し、各課の横断的な体制を組む中で、施策に応じたワーキンググループを設け、業務の遂行に当たって参りたいと考えております。どうぞ、ご理解をいただきますようお願いいたします。

◇議長 作田 毅

7番 山先 守夫君。

◇7番 山先 守夫

はい、議長7番。

この3月定例会が、我々議員や町長にとりましても、最後の議会となります。

そして、この4年間の総括の意味も踏まえまして、お尋ねを致したいと思えます。

我が川北町は、住みやすい町として石川県はもとより、全国的に紹介・周知され、行政視察では、全国の自治体や議会がこぞって来庁されているところです。

しかし、この現状に満足することなく近未来へのレベルアップを目標に、議会と町当局とがお互いに切磋琢磨しなければならないと思えます。そしてまた気持ちを新たにしているところでもあります。

また今、国の推し進めている地方創生施策を、成功させるためにも議会と町当局とが一体となり、智恵を出し合い、取り組んでいかなければならないと思えます。

それでは、質問に移りたいと思えます。

先ず1点目は、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」におきまして、今後、長期の人口減少過程に入り、平成38年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、平成60年には1億人を割って9,913万人となり、平成72年には8,674万人になると推計されています。併せて、一年間の出生数が100万人割れも近いといわれています。

さて、我が町の若年女性増加率は昨年、全国一となり、たいへん喜ばしい事ではありますが、今後、年金問題や、今の生活レベルを維持・向上していくためには、この出生率を

上げることが重要だと考えます。

子育てのためのあらゆる環境を整え、我が川北町が、「出生率日本一の町」を目指してみても如何でしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

続きまして2点目は、企業誘致は非常に難しい事だと思いますが、財政を安定させるためには、必要不可欠であります。

川北町は良質な水も豊富で、交通アクセスも良く、地価も割安となっております。企業が進出しやすいように、例えば、緑地帯の割合を、少なくするといったような条例の改正など、誘致合戦に有利な方策を考えていかなければならないと思います。

町長は、今期において企業誘致に際してトップセールスやアプローチをどのように進めて来たのか、そして、これからの企業誘致に対するお考えをお聞きしたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 作田 毅

住民課長 山下 利彦君。

◇住民課長 山下 利彦

はい、議長。

山先議員のご質問に、お答えいたします。

町の出生率向上についてのお尋ねでご座居ます。

これまで川北町では、他の市町に先駆けて取り組んできた、子育て支援や各種の福祉施策、それに若い世代の定住化を図るための町営住宅の建設、或いは公共料金の低廉化など、数多くの施策を講じて参りました。

町の人口は、この3月1日現在6,298人で、10年前と比較すると805人増えております。

また、最も近い調査による、一人の女性が一生の間に生む子どもの数、所謂「合計特殊出生率」は、川北町で1.62であります。人口千人に対する出生率では12.9で、県内で最も高い数値を示しており、あらゆる施策の結果だと考えております。

ご質問の内容につきましては、若い世代が安心して子育てができるよう、常に色々と考えているところであります。

ご承知のとおり、国は日本の人口の現状と将来の姿を踏まえ、地方創生総合戦略を進めており、既に県内において推進本部を立ち上げた自治体もあります。

町と致しましては、今後、予定しております中長期戦略の策定の中で、知恵を出し合い、積極的に取り組んで参りたいと思っている事を申し上げ、答弁いたします。

◇議長 作田 毅

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

2 点目のご質問に、お答えいたします。

企業誘致についてのお尋ねでございます。

山先議員と同様、企業誘致につきましては、町の将来にとって、一番大切、かつ、重要な事案であると考えております。

その用地につきましては、ご承知の通り、現在、舟場島工業地区に、1 区画が残っている状況であります。そして、これまで、国や県または、金融機関等からの情報収集や、関係機関への情報提供等を行い、その誘致に努めているところであります。

この4年間で、数社と交渉を行って参りましたが、現在は、その内の1社と鋭意交渉中であります。

また、今後の企業誘致につきましては、新規の工場用地の造成は、ご承知のとおり国の規制等により、大変厳しい状況にあるのが現状でございます。

従いまして、先ほど、苗代議員からのご質問にお答えしました通り、町の土地利用計画を策定致しまして、その計画に沿って、関係機関と連携を図りながら、進めて参る事を申し上げます。

◇議長 作田 毅

これで、一般質問を終わります。

◇議長 作田 毅

日程第2 議案第1号ないし議案第23号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 苗代 実君。

◇総務産業常任委員長 苗代 実

議長、3番。

総務産業常任委員会に付託されました案件につきまして、その審査の経過と結果の報告をいたします。

議案第1号「平成27年度川北町一般会計予算」のうち、その所管に属する関係部分、
議案第3号「平成27年度川北町簡易水道事業等特別会計予算」、
議案第4号「平成27年度川北町農業集落排水事業特別会計予算」、
議案第8号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う川北町関係条例の整備に関する条例」、
議案第9号「川北町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」、
議案第16号「川北町土木事業分担金徴収条例」、
議案第17号「平成26年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第19号「平成26年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算」、

議案第 23 号「町道認定について」、

以上の案件につきまして、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。以上です。

◇議長 作田 毅

教育民生常任委員長 山先 守夫君。

◇教育民生常任委員長 山先 守夫

はい、議長 7 番。

教育民生常任委員会に付託されました案件につきまして、その審査の経過と結果の報告をいたします。

議案第 1 号「平成 27 年度川北町一般会計予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 2 号「平成 27 年度川北町国民健康保険特別会計予算」、

議案第 5 号「平成 27 年度川北町介護保険事業特別会計予算」、

議案第 6 号「平成 27 年度川北町介護保険サービス事業特別会計予算」、

議案第 7 号「平成 27 年度川北町後期高齢者医療特別会計予算」、

議案第 10 号「川北町立保育所設置条例の一部を改正する条例」、

議案第 11 号「川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例」、

議案第 12 号「川北町放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例」、

議案第 13 号「川北町介護保険条例の一部を改正する条例」、

議案第 14 号「川北町地域包括支援センターの職員に係る基準及び運営等に関する基準条例」、

議案第 15 号「川北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、

議案第 17 号「平成 26 年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 18 号「平成 26 年度川北町国民健康保険特別会計補正予算」、

議案第 20 号「平成 26 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算」、

議案第 21 号「平成 26 年度川北町介護保険サービス事業特別会計補正予算」、

議案第 22 号「平成 26 年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算」、

以上の案件につきまして、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。以上です。

◇議長 作田 毅

これで、各常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 作田 毅

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案1号ないし議案第23号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号ないし議案第23号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立8名)

はい、起立全員であります。

したがって、議案第1号ないし議案第23号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 作田 毅

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了致しましたので、平成27年第1回川北町議会定例会を閉会いたします。

これにて、散会致します。

(午前10時38分)